

滋賀会館のあり方について

1 現状と課題

(1) 県の文化振興施策における滋賀会館の役割の変化

ア 滋賀会館自主事業補助金の廃止

平成 13 年度の包括外部監査の結果報告

「文芸会館としての滋賀会館の廃止を喫緊かつ重要な課題として早急に検討されたい」

【理由】

大津市内における文化芸術面における県民サービスの充実、ホール稼働率の低下および利用者の大幅な減少、事業費の支出削減等

滋賀会館の施設および設備の老朽化、利用者の激減、稼働率の低下、周辺施設の充実等の理由により、平成 15 年度から滋賀会館の自主事業補助金を廃止

シネマホール事業について

自主事業補助金の廃止とともに、「県民への映画鑑賞機会の提供」という初期の目的は達成された等の理由で、県営滋賀会館シネマホールも閉館した。

その後、市民団体の提案を受けて、市民団体・民間企業・(財)滋賀県文化振興事業団の三者の協働によるシネマホール事業がスタートし、4 年が経過して現在に至っている。

イ 県立文化芸術会館のあり方についての報告書 (H16.11.24)

今後の施策展開として、びわ湖ホール、しが県民芸術創造館および文化産業交流会館の 3 館を県の文化振興施策を実現するための拠点施設 (ホール) として位置づけている。

滋賀会館は県の文化振興施策実現のための拠点施設には位置づけられていない。

ウ 滋賀会館の利用形態

文化活動によるホール等の利用が減少する一方、目的外使用による各種団体の事務所や店舗等が多く入居しており (H19.4 月現在で 38 団体)、「貸しビル」という性格が強い。

(2) 施設の老朽化による改修等や耐震工事に係る多額の経費負担

文化施設の機能を継続して保つためには、老朽化した舞台機構や客席等の改修費用のほか、建物の耐震耐久工事に多額の費用が必要になる。

2 検討の視点と内容

(1) 県の文化振興施策における滋賀会館の位置づけ

滋賀会館は県の文化振興施策実現のための拠点施設には位置づけられていない。

大津地域の文化振興という面において、滋賀会館の重要性は著しく低下している。

(2) 現在の滋賀会館の文化事業について 指定管理事業として実施

映画振興事業（シネマホール事業）

「県民への映画鑑賞機会の提供」というシネマホールの初期の目的は達成されたという県の認識に変化はない。

シネマホールのようなミニシアター系の作品を扱う映画館が映画文化の振興のためには必要という意見もあるが、シネマホール事業を維持するために滋賀会館本体を存続することは困難と判断する。

県民による文化活動の場の提供やコンサート、演劇、文化教室等の事業

近隣に公立や民間のホールが充実しており、代替の施設で行うことが可能である。

「しが文化芸術体験サポートセンター」事業

滋賀会館でなければできないという事業ではなく、他の形で存続させることが可能である。

(3) 施設の老朽化・多額の経費負担

滋賀会館は施設・設備の老朽化が進み、耐震診断の結果を踏まえて適正に維持しようとする、多額の改修費用等が必要であり、これに加えて、毎年、管理運営費（施設管理費・人件費等 - 約1億円）を支出し続けていかなければならない。財政状況が極めて厳しい中、このことについて、県民の理解を得ることは難しい。

3 検討結果について

滋賀会館は、文化施設としては用途廃止する

4 今後の方向について

(1) 文化施設としての用途廃止時期の決定

平成21年度末（平成22年3月末）をもって文化施設としては用途廃止する。

なお、大ホールについては、先行して平成20年9月末をもって、供用を廃止する予定。

(2) 文化施設以外への転用等の可能性を検討

文化施設として廃止した後の取り扱いについては、県庁周辺の県有施設の財産管理のあり方全体の中で検討する必要があることから、関係部局と協力して全庁的な検討のステージを設け、まずは、他用途（行政財産）への転用等の可能性について検討する。

(3) 取り壊しを行う場合における課題の検討

他用途への転用等の可能性がないと判断した場合には、取り壊しあるいは普通財産として保有することも考えられるが、入居団体（事務所、店舗等）に係る対応を詰める必要がある。

また、取り壊しの場合の跡地利用については、全庁的に検討していく必要がある。

(4) 文化施設として用途廃止されるまでの管理について

文化施設として用途廃止されるまでは、その管理運営は指定管理者に行わせることとし、非公募により現在の指定管理者である（財）滋賀県文化振興事業団を指定する（指定期間は平成20・21年度の2年間）。

平成16年10月に定めた「県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン」によると、「近い将来、廃止や移管が見込まれる場合」には、「非公募」とすることができるとしている。